

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年七月二十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「いう。」の下に「及び平成三十年七月豪雨」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。